

令和6年度町政懇談会事前質問・回答

質 問

◆ 1. 質問

新規居住者の情報はどのように地区代表者（区長・町内会など）に伝えられていますか。

区長の経験があるのですが、町から情報共有の連絡を受けたことはありません。

それは「個人情報の保護」の理由からなののでしょうか。それとも何か理由があるのでしょうか。

◆ 2. 意見

新規居住者の情報は町から可能な限り速やかに地区代表者（区長・町内会など）に伝えていただきたいと思います。

新規居住者は、かつては近隣住民にあいさつ回りをするなどの行動をとって地域と交わる試みを行っていましたが、昨今何の連絡もなくいつの間にか住み始めるというような方が大変多くなってきたように感じられます。

地区としても、町から委託された広報や回覧の配布に支障をきたすケースもあり、困っております。

先般も、町担当者から「回覧」が届かないといったクレームを町として受けたが、地区としてどうなっているのか問い合わせが地区にありました。

地区としては、新規居住者本人からの申告がない限り居住の確認ができないのが実態ですので、新規居住者の情報をお持ちの町からの情報共有の連絡は不可欠です。

「個人情報の保護」の観点から個人名は伏せたとしても「何月何日付で、何番地に居住者有り、対応願いたし」と言った連絡だけでも地区に届けていただきたいものです。

空き家なのか、どなたかお住いなのか不明な家屋が増えているように思えます。

回 答

■ 質問に対する回答

新規居住者の情報につきましては、転入される方の個人情報の保護の観点から、自治会等への情報提供は行っておりません。

住民課では、転入に際して、地元自治会等への入会案内のチラシをお渡ししておりますが、加入はあくまで任意であるため、転入者本人の意思に委ねられています。

■ 意見に対する回答

「新規居住者の情報は町から可能な限り速やかに地区代表者に伝えていただきたい」とのことですが、現在2つの方法を考えております。

1つ目はご意見にありましたように、転入者が承諾した場合に限り、転入者の情報を区長へ提供する。

2つ目は、転入される方に、その地区の区長の情報をお伝えし、転入者自ら連絡を取っていただくよう案内をする。

この2つのどちらかを今後実施できればと考えています。区長の皆さまになるべくご負担の無い形での対応をしたいと思いますので、1月25日に各地区の区長にお集まりいただき情報交換を行う「地区情報交換会」の場で、詳細を決めていきたいと考えております。